

都市計画法施行規則 60 条証明書のご案内

藤岡市都市建設部都市計画課

都市計画法施行規則第 60 条による証明書（通称：60 条証明書、適合証明書）は、これから建築物を建築しようとする計画が、都市計画法の開発許可または建築許可を要しない計画に適合していることを証する書面です。

建築確認を申請しようとする際に、建築主事または建築基準適合判定士から証明書の請求があったときは、建築確認申請書に都市計画法施行規則第 60 条による証明書を添付します。

藤岡市開発行為等の規制に関する規則（抜粋）	
（開発行為又は建築に関する証明書の交付申請）	
第 2 2 条	省令第 6 0 条の規定により、法第 2 9 条、第 3 7 条又は第 4 1 条から第 4 3 条までの規定に適合している旨の証明書の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（様式第 2 7 号）を市長に提出しなければならない。この場合においては、第 1 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる図書を添付しなければならない。
2	市長は、前項の申請に係る証明をしたときは、開発行為又は建築に関する証明書（様式第 2 8 号）を申請者に交付する。

※添付図書（申請には正本：1 部、副本：1 部を提出）

番号	名 称	説 明
1	申請書（様式第 27 号）	新築・改築・用途変更
2	委任状	書式は任意です。代理要件、登録番号を記入
3	理由書	書式は任意です。申請理由を簡潔明確に記入
4	付近見取図	縮尺 1/2,500 以上
5	公図の写し	道・水路着色 申請地及び隣地の所有者・地目記入
6	土地登記事項証明書（全部謄本）	写しの場合、謄本写しに相違ない旨の自己証明が必要
7	建物登記事項証明書等	建築物の建築年月日がわかるもの
8	敷地の求積図	縮尺 1/500 以上
9	敷地の現況写真	2 方向以上、区域朱書き、撮影方向を土地利用計画図等に図示
1 0	土地利用計画図	縮尺 1/500 以上
1 1	造成計画平面図	新規の造成工事を伴わない場合、添付不要
1 2	造成計画断面図	新規の造成工事を伴わない場合、添付不要
1 3	排水施設計画平面図	雨水・雑排水経路記入、宅地内最終柵を明示
1 4	排水施設計画詳細図	排水施設構造図、流末水路標準横断面図等
1 5	給水施設計画平面図	自己用住宅の場合、添付不要
1 6	消防水利計画図	自己用住宅の場合、添付不要
1 7	排水計算書	敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合添付
1 8	建築物の各階平面図	建築面積、延べ床面積、構造を記入
1 9	建築物の立面図	2 面以上、最高高さ記入
2 0	他法令許可書等の写し	農地法など
2 1	その他	市長が必要と認めるもの (例)・農家用住宅の建築における耕作証明書等の開発許可が不要となる根拠を証明できるもの ・新規に排水施設を設置する場合、排水先の水利権者の同意書 など